平成２７年（フ）第１９号
兵庫県西宮市愛宕山12－６　ファミリーポートヨツヤ102号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市大社町１番43号
破産者　一修堂こと　佐々野　修
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２９号
兵庫県西宮市神原11番13―303号
破産者　吉田　建治
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２８号
長崎県長崎市矢上町33番24号　サクセスストーリーⅠ20Ａ、旧住所長崎県長崎市東町2491番地５
破産者　下村　達也
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
和歌山県西牟婁郡白浜町3138番地の３　ハイツすみれ、破産手続開始決定時の住所熊本県人吉市合ノ原町315番地２
破産者　古島　和徳
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１６２号
佐賀県武雄市西川登町大字神六23351番地、前住所佐賀県武雄市橘町大字大日1664番地
破産者　松尾　辰見
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２０９５号
名古屋市守山区小幡中３丁目27番17号　タウニーＫ　102号、開始決定時の住所名古屋市守山区小幡太田９番12号
破産者　野口　輝和
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９８号
札幌市西区発寒６条11丁目５番20―123号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森２条16丁目７番30―101号
破産者　田中　寿
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
福島県会津若松市西七日町６番５号　コーポ富士Ｂ棟207、開始決定時の住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲2900番地
破産者　坂内　雅尚
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
栃木県足利市五十部町996番地14
破産者　佐藤　道子
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５号
神奈川県横須賀市津久井１丁目６番21―301号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市野比２丁目４番Ａ―302号
破産者　高木　康子
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４９号
神奈川県横須賀市津久井１丁目６番21―301号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市野比２丁目４番Ａ―302号
破産者　高木　和夫
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２５３号
山梨県甲斐市富竹新田1854番地４、開始決定時の住所山梨県甲斐市龍地3763番地27
破産者　入戸野誠一
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
愛知県豊川市金屋元町１丁目48番地、住民票上の住所愛知県豊橋市入船町58番地
破産者　土岐　光吉
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16803番地４
破産者　宮川　淳
１　決定年月日　平成27年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１５３号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目23番地34、開始決定時の住所青森県弘前市大字若葉２丁目９番地15
破産者　奈良岡一男
１　決定年月日　平成27年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６５号
青森県青森市浪岡大字増館字宮元105番地３
破産者　葛西　剛
１　決定年月日　平成27年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部